

熊本県有明海区漁業調整委員会

第 5 3 7 回議事録

令和 8 年（2 0 2 6 年）6 月 1 1 日開催

第537回熊本県有明海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和8年（2026年）6月11日（木）午前10時00分から

開催場所 熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室

出席者

（出席委員）橋本孝 吉本勢治 藤森隆美 西川幸一 廣田義治 小森田智大
木村武志 八塚夏樹 佐小田眞智子

（欠席委員）浜口多美雄

（水産振興課）課長補佐 松尾竜生 主幹 吉村 直晃 参事 徳留 剛彦 技師
野田 有紗

（熊本県漁連）指導部長 内田誠

（事務局）事務局長（審議員） 石動谷篤嗣 主幹 堀田英一 主幹 宮崎孝弘
技師 寺嶋卓海 技師 神鷹紀人

議 事

（1）議題

第1号議案 知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について
（諮問）

第2号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば
対馬暖流系群」及び「ぶり」の知事管理区分に配分する数量につ
いて（諮問）

第3号議案 熊本県有明海区におけるハマグリの採捕制限について（指示）

事務局

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第537回熊本県有明海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、10名中9名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第537回熊本県有明海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と、「漁業法関係法令集」という冊子を1部お配りしております。

過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、橋本会長お願いします。

議長

ただ今から第537回熊本県有明海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められ

ております議事録署名につきまして、本日は吉本委員と西川委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力をお願いします。それでは議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。本日諮問させていただく知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

熊本県漁業調整規則第11条において、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、漁業種類、漁業時期、操業区域などを内容とした制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。また、同条第3項において公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されています。

今回諮問させていただく内容について具体的に説明します。資料2ページから8ページまでに公示を予定している制限措置の案を掲載しておりますが、案の内容及び各漁業の概要について、法令集に添付しているスライドを用いて説明させていただきます。各スライドのタイトルにカッコ書きでスライド番号を付記しております。

まず、法令集の上から1枚目の下段の2番になります。

今回公示を予定している漁業は、新規許可では、ばいかご漁業及びその他のかご漁業です。許可の有効期間満了に伴う許可は、三角網漁業です。

最初に、ばいかご漁業についてです。スライド3番に漁法を4番に操業区域や隻数を示しています。ばいかご漁業ではスライド3番の右上の図のような漁具を海底に設置し、ばいがいを漁獲します。漁期は、3月から12月までとなっており、有明海や不知火海で操業されています。操業区域は、スライド4番で着色している有共第8号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料2ページに記載のとおりとなっています。ばいかご漁業については以上です。

次に、その他のかご漁業についてです。スライド5番に漁法を6番に操業区域や隻数を示しています。その他のかご漁業ではスライド5番の図のようなかごを設置し、漁場によって主たる漁獲物は異なりますが、あなご、がらかぶ、うつぼ等を漁獲します。漁業時期は3月から11月までとなっており、有明海、不知火海、天草海で操業されています。操

業区域は、スライド6番で着色している有共第4号共同漁業権漁場内で、許可予定の隻数は1隻、その他の内容については資料3ページに記載のとおりとなっています。その他のかご漁業については以上です。

続きまして、許可の有効期間満了に伴う三角網漁業についてご説明します。

スライドは、7番に漁法を8番に操業区域や隻数を示しています。スライド7番の右図のような漁具を漁船で押したり、曳いたりして、えび類やあみ類等を漁獲します。漁業時期は周年となっており、有明海、不知火海で操業されています。今回諮問する制限措置は、資料4ページから8ページに記載していますが、操業区域ごとに設定しており、単独の共同漁業権漁場が6件、単独の共同漁業権漁場と有共第21号共同漁業権漁場内との組合せが4件、そして、複数の共同漁業権漁場との組合せが6件、複数の共同漁業権漁場と有共第21号共同漁業権漁場内との組み合わせが1件となっております。各共同漁業権の位置につきましては、スライド8番で色分けしております。なお、許可予定の隻数は、それぞれ操業区域ごとに異なり、合計で65隻となっており、その他の内容については資料4ページから8ページに記載のとおりとなっています。三角網漁業については、以上です。

最後に許可の申請期間についてです。スライド9番をご覧ください。新規の許可の申請期間は、ばいかご漁業及びその他のかご漁業が令和8年6月22日から令和8年6月29日までを予定しております。

次に、期間満了に伴う許可の申請期間ですが、三角網漁業の申請期間は令和8年6月22日から令和8年7月31日までを予定しております。

なお、制限措置の公示に当たり、規則第11条に定める漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格、申請すべき期間以外の軽微な修正があった場合は、水産振興課へ一任いただきますよう、併せてお諮りさせていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは特に無いようですので、第1号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、第１号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、第２号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。第２号議案 熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」の知事管理区分に配分する数量について諮問させていただきます。着座にて説明させていただきます。

資源管理の流れを簡単に説明します。

資料１１ページの図１をご覧ください。漁業法に基づく資源管理では、漁業者による漁獲量等の報告や研究機関による様々な調査により、資源量推定や資源評価に基づく資源管理の目標が提案されます。その後、漁業者や各都道府県等の関係者の意見を聴いた上で、管理の目標等が定められ、国全体の年間の漁獲量の上限である年間漁獲可能量が設定されます。漁獲量がこの年間漁獲可能量を超えることがないように管理を行っていくものが、ＴＡＣ管理と呼ばれるものです。熊本県で漁獲される魚種として、まあじ、まいわし、かたくちいわし、うるめいわし、まさば・ごまさば、するめいか、くろまぐろ、まだい、ぶりの９魚種がＴＡＣ管理対象魚種に該当します。

図２をご覧ください。

ＴＡＣ管理では、まず、都道府県ごとに都道府県別漁獲可能量が国から配分されます。これは、各都道府県の漁獲量の上限になります。各都道府県は、配分された都道府県別漁獲可能量をもとに、県内の漁業者が実際に漁獲できる漁獲量を設定します。この量を知事管理漁獲可能量といいます。知事管理漁獲可能量は、知事が関係海区漁業調整委員会に諮問したうえで決定することとなっていますので、今回諮問させていただきます。

資料の１２ページをご覧ください。

まず、令和８年７月１日から６月３０日を管理期間とする２魚種のうち、「まさば及びごまさば対馬暖流系群」についてご説明します。「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分量は「現行水準」、現行水準の場合の目安数量は、４２９トンです。都道府県別漁獲可能量は、全体漁獲量の上位８０％を構成する、漁獲量上位の都道府県には数量による配分がなされます。熊本県

の漁獲実績は上位８０％には含まれなかったため、数量ではなく「現行水準」という配分がなされました。配分量が「現行水準」の場合は、熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和８管理年度における「まさば及びごまさば対馬暖流系群」の知事管理区分への配分量は共に「現行水準」としたいと考えます。

続いて、「ぶり」についてご説明します。資料１３ページをご覧ください。

まず、令和６管理年度から導入されたステップアップ管理について改めてご説明いたします。通常のＴＡＣ魚種は、例えばクロマグロのように採捕できる数量を配分したうえで、管理を行います。新たなＴＡＣ魚種については、ステップアップ管理が行われます。これは、対象魚種の管理体制が整うまで、具体的な配分数量の設定や採捕停止等の命令を行わず、ＴＡＣ管理における課題を整理し、それらを解決する取り組みを行いながら、ステップ１から３まで段階的に順次管理を実施する方法です。具体的には、資料の図に示すとおり、管理開始当初であるステップ１からステップ２の期間は、漁獲実績の報告は義務化されますが、採捕停止命令は発出されません。また、ステップ１では、都道府県ごとに配分する具体的な数量は設定されませんが、国全体の漁獲可能量の内数として参考となる数量が配分されます。この期間は、漁獲実績の報告確認や情報収集体制の確立が行われます。なお、ステップ１の期間は１年間で想定されています。

次のステップ２では、都道府県に対し漁獲可能量の目安数量として試行的な配分が行われます。また、ステップ３に向けて、採捕停止命令等の措置の具体的な内容やタイミング等について事前検討が行われます。

なお、ステップ２の期間は２年間で想定されています。国は、資源管理の目標や管理の内容を決めた上で、ステークホルダー会合を開催し、漁業者等関係者の意見を聴き、ステップ１及び２での取組について十分な進展があった場合に、ステップ３に移行することとしています。

ステップ３からは通常のＴＡＣ管理が行われます。都道府県に対する漁獲可能量の具体的な配分設定や採捕停止命令の措置がなされます。今回、知事管理区分への配分量について諮問させていただく本県の「ぶり」資源については、今年度の７月からステップ２の管理が実施されます。ステップアップ管理の説明は以上です。

それでは、今回の諮問内容である令和８管理年度の「ぶり」の熊本県知事管理区分への配分について説明します。資料１４ページをご覧ください。「ぶり」の都道府県別漁獲可能量の配分量の通知が水産庁からあり、知事管理区分への配分量を決定する必要があります。熊本県の配分案は「試行水準」、試行水準の場合の目安数量は、４１７トンです。「試

行水準」とは、ステップアップ管理対象資源において、漁獲可能量の都道府県への配分として設定されるものです。熊本県資源管理方針において都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理漁獲可能量に配分することとされています。これに従い、令和8管理年度における「ぶり」の知事管理区分への配分量は「試行水準」としたいと考えます。説明は以上になります。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

ただ今、水産振興課から第2号議案の説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

藤森委員

はい。

議長

どうぞ。

藤森委員

昨年、するめいかの問題がありました。例えば、他の県で獲れて自県では枠がない、こういう問題で騒動になりました。説明の中で現行水準といったような数字が出てきたと思いますが、資料11ページの中段に記載のある魚種で万が一、獲りすぎた場合、これは見直しがあるのではないのでしょうか。

事務局

事務局です。現在、熊本県のTACで数量管理が定められてるのは、クロマグロのみとなっており、他は現行水準、もしくはブリのような試行水準となっています。ある程度の目安はあるんですけど、それを超えたからと言って採捕停止になるというものは、今のところクロマグロのみとなっています。

藤森委員

クロマグロも緩和されましたよね。

事務局

昨年から漁獲量が増えているので、日本全国の枠が増えている状況です。

藤森委員

3年ほど前かと思います。長崎県で枠いっぱいまでサバが大量に漁獲されたことがあり、その時は他県から枠をもらって漁獲できるようになったころにはサバがいなくなったということがあり、緩和されたと思います。今年は熊本県もイワシが多く漁獲されているのではないのでしょうか。

事務局

今年はマイワシが多く漁獲されていると伺っています。

藤森委員	そういう時に漁獲枠がいっぱいになったときは、水産庁はするめいかの騒動もあったことから、申し出をすれば良いかと思います。現行水準というのは2～3年前の漁獲量がもとになっているかと思います。現在温暖化等の影響でいつ獲れるかどうかわからない状況です。数年前にも天草の五和や橘湾でいわしが大量にうち上りました。これが、網に入って漁獲されたら枠がすぐにうまってしまいます。アンテナを張って、水産庁とも話をしていただければと思います。何かあったら一緒に行きます。お願いします。
議長	他にございませんか。
木村委員	はい。
議長	どうぞ。
木村委員	まさば・ごまさばとぶりは現行どのくらい漁獲されているのでしょうか。
水産振興課	ぶりはT A C 報告が始まった2025年5月から1年間の2026年4月までの漁獲量は368トンとなっています。まさば・ごまさばは令和6年の漁獲量は313トンとなっています。
木村委員	ありがとうございます。今は範囲内ということですね。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	それでは、無いようですので、お諮りいたします。 第2号議案については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、第2号議案については、「特に意見なし」と答申します。 続きまして、第3号議案「熊本県有明海区におけるハマグリの採捕制限について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	事務局です。

資料は15ページからとなります。15ページ以降をご覧ください。熊本県漁業協同組合連合会第一部会部会長、第二部会部会長よりハマグリ採捕制限に関する委員会指示の継続について、要望書が提出されています。要望の内容は、熊本県有明海区におけるハマグリ資源の保護培養を図るため、海区全体で資源管理に取り組む必要があるということ。また、漁業者のみならず、一般の方々を含めた取組みが重要という観点で、熊本県有明海区において現在発動しております、殻幅17mm未満のハマグリ採捕を禁止する委員会指示第47号について、指示の継続を要望されているものです。

ここで、ハマグリについて、スライドを用いて説明させていただきます。資料を漁業関係法令集に添付しておりますので、ご覧ください。

まず、スライドの2枚目、1のハマグリの種類ですが、日本には、在来種としてハマグリとチョウセンハマグリが分布しています。また、日本国内には、外来種であるシナハマグリが移入しています。熊本県内には、下の写真左のハマグリが生息しております。

次にスライドの3枚目、2熊本県内のハマグリの漁場についてですが、県内主要産地は、有明海では、菊池川河口域、白川河口域及び緑川河口域でこのうち、緑川河口域が最大の産地となっています。

次にスライドの4枚目、3熊本県内のハマグリの漁獲量についてですが、グラフは昭和47年から令和7年までの漁獲量の推移を示しています。直近10年の漁獲量を抜き出したものが右のグラフになりますが、令和7年の緑川河口域における漁獲量は37トンであり、漁獲量から推定する資源量は、直近10年で比較すると10～80トンの間で増減は見られるものの、熊本県全体では、昭和49年のピーク時は5,855トンと比較し、著しく減少していることから、引き続き、積極的な資源管理を行っていくことが必要であります。

次にスライドの5枚目、4のハマグリの採捕禁止サイズについてですが、これまでも、熊本県漁業調整規則において、殻長30mm以下のハマグリの採捕を禁止しています。一方、漁場では、漁獲する際にゆり目と呼ばれるふるいを用いて殻の厚みにあたる殻幅で選別していることから、委員会指示では、資源保護を目的とするには、殻幅で制限することがより現実的であり、殻長32～33mmに相当する殻幅17mm未満の採捕を禁止しています。

各漁協においては、産卵母貝の保護として、保護区設定や産卵期の禁漁などの取組みが行われておりますが、委員会指示についても、より多くのハマグリを保護するためにも、引き続き、指示を継続する必要があると考えております。

ハマグリの採捕制限についての事務局からの説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

議長	ただ今、水産振興課から第３号議案の説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。
木村委員	指示はいつから出されていますか。
事務局	平成２５年から出されています。
木村委員	ありがとうございます。
藤森委員	当時は、小さいサイズが産卵する個体数と大きさサイズが産卵する個体数が全然異なるということで乱獲防止のために、漁獲サイズをあげていこうということであったと思います。
木村委員	はい。
議長	どうぞ。
木村委員	指示の期間が長くなった場合には、調整規則への転換ということを当時、話をしていたかと思いますが、まだそういう時期にはあたらない、今のところは指示で状況をみていこうという判断でよろしいでしょうか。
藤森委員	指示の発出以降、獲れるようになりました。
事務局	そのまま継続というところで考えているところです。
議長	他にございませんか。
委員	ありません。
議長	他にないようですので、第３号議案「熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について」は、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございます。 それでは、事務局より委員会指示の案を説明してください。

事務局

事務局です。資料１７ページをご覧ください。委員会指示（案）を読み上げさせていただきます。

熊本県有明海区漁業調整委員会指示第〇〇号、ハマグリ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第１２０条第１項の規定に基づき、次のとおり指示する。ただし、漁業権者である漁業協同組合が同一共同漁業権漁場内で移植する場合、又は試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。令和〇年（〇〇〇〇年）〇月〇日 発令日は県公報登載日になります。熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

１ 指示の内容、熊本県有明海区（昭和２５年農林省告示第１２９号に定める海域）において、殻幅１７ミリメートル未満のハマグリを採捕してはならない。

２ 指示の有効期間 令和８年（２０２６年）９月１日から令和１０年（２０２８年）８月３１日まで、となります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今、事務局から委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございませんか。

委員

ありません。

議長

それでは、他にないようですので、第３号議案「熊本県有明海区におけるハマグリ採捕制限について」は、事務局の案のとおり委員会指示を発出いたします。

議長

本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から他に何かございませんか。

委員

ありません。

議長

事務局はありませんか。

事務局

事務局です。委員会終了後に今年度の会費についてお知らせがあります。以上です。

議長

他になければ、これで第５３７回熊本県有明海区漁業調整委員会を閉会します。

